

生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定についての答申案(概要)

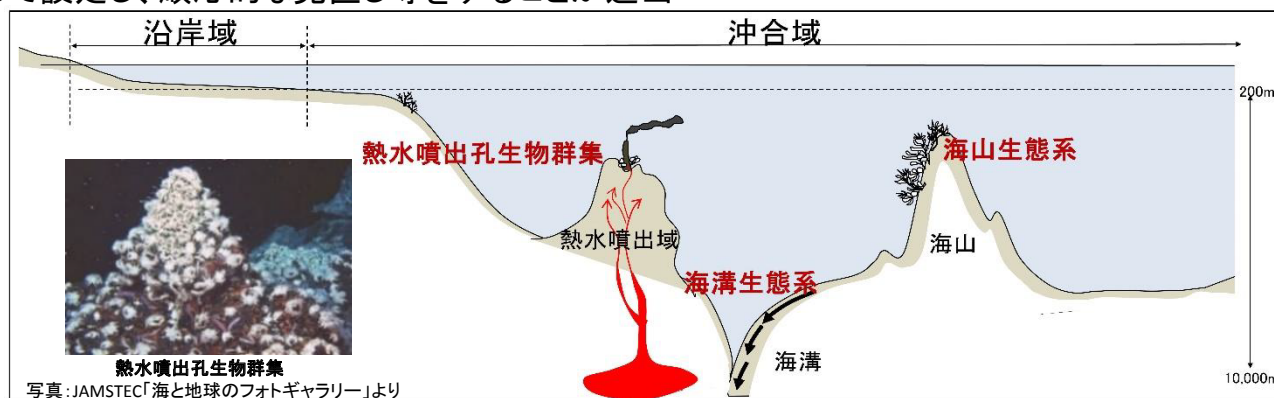
本年5月に環境大臣からの諮問を受け、海洋保護区の設置を通じた沖合域の生物多様性の保全の強化を図るために講ずべき措置について、以下を答申する

沖合域の生物多様性の保全のための前提と進め方

- 持続可能な開発目標(SDGs)や海洋基本計画等において、海洋環境の保全と持続的な開発を両立させることが位置づけられるとともに、海洋の生物多様性と生態系サービスの確保のため、愛知目標(※)等に2020年までに海域の10%を海洋保護区に設定することが盛り込まれ、全世界で海洋保護区の設定が進んでいる(既に管轄権内の海域全体の約16.8%)
※愛知目標:2010年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択
- 我が国においても、沖合域の海洋保護区の設定を進め、生物多様性の保全を図ることが課題(現在の我が国の指定は管轄権内の海域のうち8.3%(沿岸域の72.1%、沖合域の4.7%))

沖合域の保全のための海洋保護区の理念

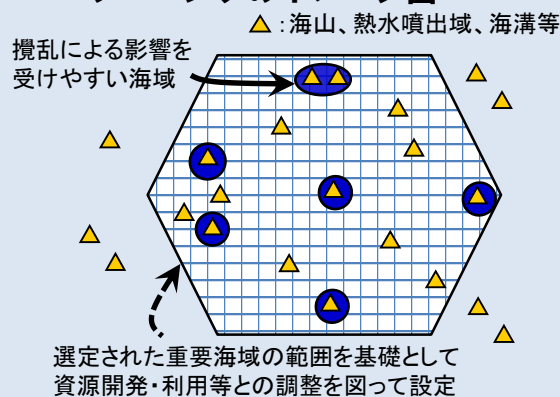
- 海底地形(海山、熱水噴出域、海溝等)の特徴に応じて形成された様々な生態系は、沖合域の生物多様性の確保、生物資源の保存・管理の観点等から保全する意義が高い
- 沖合域の生態系は科学的に解明されていない事象が多く、特に生物多様性の観点から重要な海底の攪乱等は、生態系に対して不可逆的な影響を与えるおそれがあるため、現在ある知見を基に海洋保護区の設定を検討することが必要
- 海洋保護区については、適切な空間的な広がり確保、保護と利用の適切なバランス等を検討して設定し、順応的な見直し等を行うことが適当



沖合域の保全のための海洋保護区の設定方針・管理方針

- 「生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)」(環境省、2016)のうち、海山、熱水噴出域、海溝等を対象として、可能な限りどの生態系の種類も、いずれかの海洋保護区に含めるよう指定することが必要
- 保全の必要性や利用形態等を踏まえて、必要な規制の強さによって2段階にゾーニングをした上で、それぞれに適した管理を行うことが適当
- 鉱物掘採、海底又は海底に付着する動植物に漁具が接した状態でのえい航行為について対象とすることが必要
- 海洋保護区内での将来的な資源開発・利用については、今後得られる情報の蓄積を踏まえ、新たな同等以上の保護区を指定することを前提として、保護区の見直しを行うことも考えられる

ゾーニングのイメージ図



規制弱		自然環境の保護と資源開発・利用等の調和を図る区域
規制強		人為活動を制限し自然環境の保護を図る区域